

【論文 21】

紛争解決法としての多数決とその理念

森 章司

【0】はじめに

[1] 本稿は【論文 20】の姉妹編である。【論文 20】の「サンガにおける紛争解決と犯罪裁判」は、律蔵の「滅諍毘度」のなかに説かれている七滅諍法を主な材料として、サンガ内の紛争調停の方法と犯罪裁判の方法のあり方を考察したものである。ただしこの七滅諍法のうちの一般に「多数決」として知られている「多人語」については、以前にすでに仏教思想学会の『仏教学』第 37 号（1995 年）に、「僧伽運営の理念——滅諍法をめぐって——」という論文を書き、後にこれを国書刊行会発行の『初期仏教教団の運営理念と実際』（2000 年）の第 4 章・第 1 節に「『律蔵』における僧伽運営の理念」に若干の修正を施して再録しているので、これをそのまま【論文 20】のなかに組み込むのは不適切であるということ割愛した。

しかしながらそれではこの紛争解決法としての「多人語」を、全面的に先の論文に委ねてよいかとなるとそれも躊躇される。そもそも旧稿には今から考えると論じたりないところもあり、今問題としているところと視点が異なるところもあるからである。そこで本稿は足らざるところを足し、論文様式も【論文 20】に合わせるように全面的に書き直して新しい論文にすることにしたのであるが、しかし材料そのものは旧稿のものをそのまま踏襲するのであるから、【論文 20】とは別稿にしたのである。

[2] 本論に入る前に「多人語」についての基礎的なことを書いておこう。

[2-1] 一般的に「多数決」と呼ばれる紛争解決法の名は‘yebhuyyasikā’であり、これを『四分律』では「多人覓罪」、『五分律』は「多人語」、『十誦律』は「多覓比尼」、『僧祇律』は「多覓毘尼」、『根本有部律』は「多人語毘奈耶」と漢訳する。ちなみに『南伝大蔵経』第 4 卷の訳者（宮本正尊・渡辺照宏）はこれを「多覓毘尼」と訳しており、【論文 20】ではこれを「多人語ヴィナヤ」と呼んだ。パーリの原語には「ヴィナヤ」に相当する語が付されていないが、他の漢訳律は「比尼」「毘尼」「毘奈耶」を付すものがあるのは上記のとおりであり、これが紛争解決法の 1 つであるということを表すためには、他の紛争解決法の名にそろえた方がわかりやすいであろうという判断からである。ただ標題には、一般にこの論文の内容を理解していただくために「多数決」の語を用いたことをご了解いただきたい。

なお‘yebhuyyasikā’は‘yad bhiiya’から来た語で、‘bhiiya’は「多い」という意味の‘bahu’=‘bhū’の比較級形であるから「より多い」という意味を持ち、したがって紛争解決法の意味としては、「より多い人数」あるいは「より多い意見」によって調停すること、という意になる。

ということになればまさしくこれは現代の「多数決」に相当しそうであるが、しかし内容は基本的に異なる。現代の多数決は言い換えれば、「サンガとしての意思を多数意見にしたがって決定すること」ということになるであろうが、多人語ヴィナヤはあくまでも紛争解決の方法であって、決してサンガとしての意思を決定するために行われるものではないことを注意しておいていただきたい。

[2-2] 【論文 20】に書いたように諍事（紛争）の種類には、筆者の使っている用語でいえば「諍論諍事」「告発諍事」「犯罪諍事」「羯磨諍事」の4種類があるが、この「多人語」は第1の「諍論諍事」の解決方法とされる。「諍論諍事」というのは「これは法である、いや非法である、これは律である、いや非律である」などと例えば『四分律』のいう「十八諍事」について言い争うことである。要するに仏教の教理・教学をめぐる論争ということができる。

この「十八諍事」のなかには「これは罪である罪でない、軽罪（lahukā āpatti）である重罪（garukā āpatti）である、有余罪（sāvassenā āpatti）である無余罪（anavassenā āpatti）である、麁罪（duṭṭhullā āpatti）である非麁罪である（aduṭṭhullā āpatti）」と争うことも含まれているが、これはあくまでもその解釈をめぐる議論としてのものであって、被疑者に犯罪事実があったかなかったか、有罪であるか無罪であるかなどを争う、事実審理に相当する裁判を行わなければならないような紛争は「告発諍事」であり、被疑者が罪を認めているが、それが律蔵の規定通りに告白されなかった際のトラブルは「犯罪諍事」であるから、これらは諍論諍事には含まれない。諍論諍事は律蔵ないしは経蔵に照らし合わせて「どのような罪に相当するか」といういわば法審理に関する論争に限定されるわけである。「多人語ヴィナヤ」は、このような裁判や処罰を伴わない、教理・教学上の解釈をめぐる紛争、言い換えれば「論争」の解決のために用いられる。

なお有罪・無罪を争う「告発諍事」は、裁判を行って判決を下すことになるが、これらは「羯磨」としてなされるから、全員賛成でなければ成立しない。現代社会において行われているような、裁判の判決を「多数決」によって決するというケースはないということである。なお羯磨を「サンガの意思を決定すること」と言い換えてもよいが、羯磨はいついかなるケースにおいても全員賛成が絶対条件であって、例えば過半数とか3分の2以上といった、それ以外の議決方法は認められていないから、多数決が意思決定にならないことはここからも明白である。

[2-3] また「多人語ヴィナヤ」は、この「諍論諍事」を解決するための方法ではあるけれども、「諍論諍事」は常にこれによって解決が図られるのではないということも注意しておかなければならない。いやむしろ「諍論諍事」は原則としては「現前ヴィナヤ」というもう1つの諍論諍事の解決方法によって解決が図られるべきであって、それで解決できなかった場合の窮余の一策として採用される。

【論文 20】において詳述したように、「現前ヴィナヤ」は諍論諍事のみならず、他のすべての紛争の解決法の基礎的作業である。「現前」というのは原則としては、「サンガ現前」「法現前」「律現前」「人現前」をいう。律蔵のいうところを紹介すれば、「サンガ現前」というのは羯磨に出席しなければならない比丘のすべてが出席し、委任を与えるべきものは委任をしており、出席者に羯磨を行うことに対する異議がないことである。また「法現前」

「律現前」というのは、法をもって、律をもって、師の教えをもって諍事を滅するということであり、「人現前」というのは対論者の双方が共に出席しているということである⁽¹⁾。

「現前ヴィナヤ」はこのような条件が満たされているサンガにおいて、例えば犯罪に関わる紛争であれば、事実経過の確認や、原告と被告の申し立ての聴取、証人や証拠調べ、説得・教誡や示談や和解などの調停、そして公判などを行うことをいう。

そして「告発諍事」なら、判決を下して無罪なら清浄であるという宣告をすとか、有罪ならどのような処罰を行うかを判断して、刑を執行しなければならないから、「現前ヴィナヤ」だけでは終了しない。「犯罪諍事」は内々での説得や根回しをした上で法的に有効な示談を成立させ、処罰しなければならないものには処罰しなければならないから、これも「現前ヴィナヤ」だけでは終了しない。しかしながら「諍論諍事」は教理教学上の論争であるから、相争う双方の申し立ての聴取や、説得・教誡や示談・和解などの調停作業は行われるべきであるが、その過程において双方が納得さえすれば、それで紛争は解決したことになるから、それ以上の作業は必要としない。すなわち諍論諍事は「現前ヴィナヤ」のみによって解決するということがあるわけであり、もしこのような作業によって調停が成立しない場合のみ、「多人語ヴィナヤ」という解決法に進むことになるのである。

(1) *Vinaya* vol.II p.093

[2-4] 紛争には以上の外に「羯磨諍事」がある。これは羯磨を執行するにあたってのトラブルであって、【論文 20】において律蔵にはこの解決法として「現前ヴィナヤ」のみを上げるものと、七滅諍法のすべてを上げるものの、2つの系統があることを紹介した。筆者はこれをどのように解釈すべきか、明確な結論を得ていないが、後者の説を取れば、羯磨諍事も多人語ヴィナヤで解決する可能性があることになる。しかしこの説を取る律蔵においても、これについて詳述するところはないから、ここではこのケースは取り上げない。

[2-5] このように諍論諍事は「現前ヴィナヤ」によって解決することが望ましいのであるが、この諍論諍事のための「現前ヴィナヤ」は次のようになされなければならないとされている。【論文 20】の【4】の[5-1]の文章を引用する⁽¹⁾。

まず第1段階としては、紛争の生じているサンガ内で、サンガが当事者の双方を出席させた上で事実確認を行い、その上で教誡や説得などのさまざまな調停のための努力がなされる。しかし相争う両派がこの教誡や説得を受け入れない場合は、すなわちサンガが調停に失敗した時には第2段階に進む。近隣の住処のサンガにこの解決を委ねるのである。しかしそれでも解決できない場合は、再びもとのサンガに持ち帰り、第3段階に進むことになる。すなわちあい争う両派から断事人を選び、佐藤密雄博士の用語をお借りすれば、断事委員会を形成して、この委員会によって解決を図るわけである。そしてこの第1、第2、第3段階で調停が成立し、紛争が解決した場合を「現前ヴィナヤ滅」というのである。

「多人語ヴィナヤ」はこのような第1段階、第2段階、第3段階の調停に失敗した時に、初めて採用されるのである。

(1) p.082

[2-6] なお【論文 20】において注意しておいたところであるが、サンガに論争が起こったときにそれを鎮めるべき責任者はサンガのリーダーである。しかるに「多人語ヴィナヤ」

に持ち込まれるまで紛争がこじれるというのは、ひとえにサンガのリーダーの指導力が足りないが故である。いわゆる多数決にはこのように本来はサンガのリーダーがサンガを統制し、サンガの中に論争が生じるようなことがないように指導しなければならないのであるが、不幸にしてサンガのリーダーにそのような力がなかったために、やむを得ず多人語という非常手段を用いて紛争を解決しなければならないような事態に至ったという、このような背景があることも注意しておかなければならないであろう。

[3] それではこの「多数決」に相当すると考えられている「多人語ヴィナヤ」という紛争解決方法はどのように行われるのであろうか。いよいよ本論に入ることとする。